

令和 7 年第 1 回

長与町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 4 日開会
令和 7 年 3 月 21 日閉会

長 与 町 議 会

令和7年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年 3月 4日
本日の会議 令和7年 3月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

2番 堀 真 議員	3番 藤 田 明 美 議員	4番 岡 田 義 晴 議員
5番 八木 亮三 議員	6番 松 林 敏 議員	7番 西 田 健 議員
8番 浦川 圭一 議員	9番 中 村 美 穂 議員	10番 安 部 都 議員
11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

1番 下 町 純 子 議員

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	福本美也子君
係長	江口美和子君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	鈴木典秀君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	山本昭彦君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	宮司裕子君	企画財政部理事	荒木隆君
総務課長	大山康彦君		

会議録署名議員

12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 11時22分

令和7年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月4日（火）～3月21日（金） 18日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	4	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	5	水	9：30		一般質問（5名） (午前) 金子議員・山口議員 (午後) 岡田議員・八木議員 西岡議員
	6	木	9：30	本会議	一般質問（5名） (午前) 安部議員・堤議員 (午後) 松林議員・中村議員 堀議員
	7	金	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	8	土	—	休 会	
	9	日	—	休 会	
	10	月	9：30	委員会	付託案件審査
	11	火	9：30	委員会	付託案件審査
	12	水	9：30	委員会	付託案件審査
	13	木	9：30	委員会	付託案件審査
	14	金	9：30	委員会	付託案件審査
	15	土	—	休 会	
	16	日	—	休 会	
	17	月	9：30	委員会	付託案件審査
	18	火	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	19	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	20	木	—	休 会	
	21	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

◎一般質問通告一覧（令和7年第1回長与町議会定例会）

令和7年3月

1	11番	金子 恵 議員 ① 補助金のあり方、見直しについて ② カスタマーハラスメントについて
2	12番	山口 憲一郎 議員 ① 有害鳥獣対策について ② 耕作放棄地について
3	4番	岡田 義晴 議員 ① 町立義務教育学校の設立について ② 部活動の地域移行について ③ 自治会活動の現状と重要性について
4	5番	八木 亮三 議員 ① 新図書館等複合施設の運営について ② 議員による職員へのハラスメントについて
5	15番	西岡 克之 議員 ① 本町の交通安全対策について ② 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
6	10番	安部 都 議員 ① マイノリティ（障がい者含む）のための多様性のまちづくりについて
7	13番	堤 理志 議員 ① 長与ニュータウン法面・地盤の現状について ② 性の多様性とジェンダーについての取り組みについて
8	6番	松林 敏 議員 ① 高田義務教育学校（仮称）について ② 長与町LINE公式アカウント（ナガヨミックン）について
9	9番	中村 美穂 議員 ① 義務教育学校導入について ② コミュニティスクールについて
10	2番	堀 真 議員 ① 義務教育学校について

令和7年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	報告 1	長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
7	2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
8	3	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
9	4	長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例	
10	5	長与町開発協力基金条例を廃止する条例	
11	6	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
12	7	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
13	8	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
14	9	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	
15	10	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	
16	11	長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結について	
17	12	長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の締結について	
18	13	長与町新図書館等複合施設建設工事（機械）請負契約の締結について	
19	14	町道3工区19号線法面補修工事請負契約の締結について	
20	15	町道路線の廃止について	

○議長（安藤克彦議員）

会議に入ります前に議員の皆さんにお知らせいたします。本日は広報用に写真撮影をあらかじめ許可しておりますので、ご了承願います。

皆さんおはようございます。ただ今から令和7年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番山口憲一郎議員、13番堤理志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から3月21日までの18日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの18日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告ですが、お手元に配布したとおりであります。

次に、請願、陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は2件で参考配布しております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。この花のつぼみもほころぶ季節となり、議員各位におかれましては、ご健勝のこととお慶びを申し上げます。さて、令和7年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでありますが、本議会におきましても新年度の当初予算をはじめ、多くの議案を提案しております。長期間になるかと思いますけれども、ご審議を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。それでは令和6年12月から令和7年2月にかけましての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告させていただきます。まず、12月でございますが、16日には、年末の交通安全の県民運動の街頭パレード出発式が行われております。今回は、飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶など3つの重点項目を掲げ、交通安全意識の高揚と交通マナーの遵守を呼びかけております。1月に入りまして9日には、長与町消防出初式を執り行い、消防活動にご貢献いただきました消防関係者の皆さんへ表彰状および感謝状の授与を行っております。12日には長与町二十歳のつどいを執り行い、未来を担う20歳の若者354名の新たな門出を祝っております。20日には、健康づくりのための活動や独自の工夫で成果を挙げている自治体、事業所に県が表彰をいたします長崎ヘルシーア

ワードにおきまして、2年連続でヘルシータウン賞の表彰を受けました。これは健康に関する12項目の評価指標における順位スコアの合計値が最も高い自治体に送られるものでございます。引き続き、健康ポイント事業をはじめ民間と協働した健康づくりイベントなどを開催し、町民の健康づくりの推進に取り組んでまいります。24日には、長与町国際交流協会の皆さんと多文化共生のまちづくりをテーマに、ほっとミーティングを開催いたしました。当日は、国際交流協会での現在の取り組みや苦労話など、参加された皆さんから率直なご意見をお聞きするとともに、引き続き町とも連携をとりながら一緒にになって、さらに住みよい地域づくりに取り組むことを確かめることができたわけでございます。26日には、高田地区コミュニティ活動推進会議ならびに高田地区公民館の主催によります高田まつりが開催されております。当日は、作品展やステージ発表など、子どもから大人まで多くの方々が参加され、高田地区におけるコミュニティ活動の盛り上がりに触れることができております。2月に入りまして16日には、長与南地区コミュニティ運営協議会の主催によります第16回長与南コミュニティまつりが開催されました。こちらのまつりも子どもから大人まで多くの方々が参加され、会場では健康相談ブースの設置をはじめ獅子舞の披露があるなど、地域の特色を生かした笑顔あふれるコミュニティ活動となっております。その他お手元に配布のとおり、多くの会議、事業などがあつてあります。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして、ご参考いただければと存じます。以上で行政報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針について、町長の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは令和7年度施政方針を行わせていただきます。本定例会におきまして、令和7年度当初予算をはじめ各議案の審議をお願いするにあたりまして、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じております。我が国の経済の状況は、33年ぶりの高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られており、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあると言われております。こうした中、政府は昨年11月に、国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定し、全ての世代の現在および将来にわたる賃金、所得の増加を最重要課題とした上で、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服および国民の安心・安全の確保を柱にあらゆる政策手段を総動員しております。第一に、人への投資、イノベーションやDX（デジタル・トランスフォーメーション）、GX（グリーン・トランスフォーメーション）、スタートアップ等の分野におきまして、官民連携投資を推進し、新たな地方創生施策を展開することで、日本経済・地方経済を共に成長させ、生活が豊かになったことを多くの国民に実感

していただけた社会の実現につなげていくこと。第二に、物価高の影響を受ける家計や事業者の負担を軽減するため、きめ細かい支援を行うとともに、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の実現に取り組むこと。第三に、防災・減災および国土強靭化の推進、犯罪対策の強化、こども・子育て支援の推進、公教育の再生を始めとする学びの支援などに取り組むこと。これらの施策を通じましてデフレを脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現しつつ、強靭な経済、財政をつくり、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創っていくことを目指すとしておるところでございます。

長崎県下におきましても、物価高騰や人手不足の中、地域を支える小規模事業者等に対する支援など、スピード感を持って対応するとともに、まちのたたずまいの大きな変化や半導体をはじめとする産業構造の変革等を千載一遇のチャンスと捉え、着実に成長につなげていくこととしておるところでございます。とりわけ令和7年度は、長崎県総合計画の総仕上げと新しい長崎県づくりのビジョンに基づき、子どもが夢や希望を持つて健やかに成長できる社会の実現と国内外の多方面から選ばれる長崎県の実現、また、最先端のテクノロジー活用やイノベーションによる力強い産業の実現と全世代が豊かで安全・安心に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、各種施策の展開を図っていくこととしておるところでございます。

本町におきましては、大型事業の1つであります高田南土地区画整理事業の一括施工が令和6年度末に竣工し、人口減少対策におけるハード面の取り組みとして、長与町に住んでいただくための受け皿の整備が進むこととなります。また、多様な人々が集まり、にぎわいの創出づくりの拠点となる図書館と健康センターの複合施設「ホンテラッセ長与」の整備につきましては、いよいよ施設建設へ着工する運びとなつてまいります。さらに本町の玄関口でもあります長与駅の改修工事が令和7年度に完成予定であり、中尾城公園のリニューアルにも着手してまいります。これら都市整備の推進により生活環境の充実に加え、町内外から新たな交流が生まれることを期待をしておるところでございます。ソフト面におきましては、施策の柱の1つである子育てについて、令和6年度の保育料、第3子以降無償化に続けて、令和7年度からは第2子の保育料無償化に取り組んでまいります。また、副食費の一部助成や産後ケア事業の拡充、1カ月児健診の費用助成を新たに実施、インフルエンザワクチンの予防接種につきましても中学生までを対象に新たに助成を行うなど、子育て世代の費用負担の軽減に努め、結婚、妊娠、出産、子育てに関する施策を総合的に推進してまいります。

次に、施策の柱の2つ目、教育につきましては、小中学校全ての児童生徒へのタブレット端末の更新を行い、ICT環境整備のさらなる推進に努める他、学校施設の計画的な改修工事などをはじめ教育環境の充実を図つてまいります。また、令和7年度も物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小中学校の給食費について食材費高騰に伴う値上がり分の助成を継続して行ってまいります。

次に施策の柱の3つ目、健康づくりにつきましては、全ての世代の心身ともに健やか

な暮らしを目指し、楽しみながら参加できる仕掛けづくりに取り組んできたことが実を結びまして、対外的にも高い評価を頂くようになってまいりました。健康ポイント事業をはじめ各種事業所等と協同で開催している体験型の健康づくりイベントなど、今後も多世代が興味を持てる魅力あるものにしていきたいと考えております。令和7年度も施策の柱である子育て、教育、健康づくりに遊び心を加え、町民をはじめ大学や企業とも連携しながらブラッシュアップを図り活気と安らぎに満ちた魅力ある町づくり、選ばれる町づくり、100年安心の町づくりに邁進してまいります。

本定例会におきましてご審議いただく令和7年度一般会計当初予算の規模は、168億5,126万円、前年度比でおよそ14.1%の増となっております。歳入につきましては、景気の緩やかな回復などによる町税の增收他、地方交付税、ふるさと長与応援寄附金などの増額を見込んでおります。

歳出につきましては、社会保障費の増や物価高騰の影響による資材価格の高騰、あるいは賃金水準の上昇などにより、経常的な経費が増加傾向にあると同時に、複合施設の整備や老朽化した公共施設の維持、更新、加えて子ども支援の施策や教育関連事業、道路の維持、補修など、各分野で多くの財源を必要としておるところでございます。今後の財政運営につきましてもさらに厳しい状況となることが予測されますが、財政の健全性と効率性を維持していくために、事業の在り方の見直しやDXの推進、あるいは協働の推進を図るなど将来を見据えた事業の構築を進め、これまで以上に職員一丸となって持続可能な財政運営の堅持に努めてまいります。

それでは令和7年度における主要事業等につきまして、所管ごとに説明を申し上げます。

まず、総務部でございます。第5次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革を遂行し、社会情勢の変化に対応しながら迅速かつ正確で効率的な行政サービスの提供に努め、住民サービスの向上を図ってまいります。また、今年は被爆80年という節目を迎える中で、さまざまな取り組みを通して真の平和を希求する想いを世代を超えてさらに共有できるよう、平和意識の高揚に努めてまいります。情報政策につきましては、国の方針に基づき令和7年度末を目標としております情報システムの標準化、共通化へ向けての対応を確実に実施していくとともに、窓口業務のデジタル化をはじめとした自治体DXの取り組みを積極的に推進してまいります。契約・管財業務につきましては、入札、契約における公平、公正、競争性および透明性を基本理念とし、労務費の上昇、資機材の高騰などを含む市場における最新の実勢価格を反映させた契約を行い、適正な履行の確保と品質の向上に努めてまいります。町有財産につきましては、引き続き売却可能な普通財産の売却手続きを進めるとともに、未利用地の貸し付けなど有効利用による自主財源の確保を図ってまいります。消防、防災事業では、第9分団消防格納庫の更新を予定している他、地域防災の要である消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を図ってまいります。また、日頃からの防災意識の向上を図るため、

町内に在住の防災士や自主防災組織等と連携した研修や訓練に取り組んでまいります。地域協働では、安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や地区コミュニティの活動を引き続き支援し、活動に対する理解の醸成と加入参加の促進を図るため、各種媒体を活用した情報発信に努めてまいります。また、電子回覧板などの自治体DXについても引き続き研究を行い、各組織の活動活性化や自治会の負担軽減に向けて取り組んでまいります。協働のまちづくりにつきましても、引き続き職員研修をはじめとする意識醸成に取り組んでまいります。交通安全対策事業では、交通安全運動や参加体験型講習等を関係団体と連携して実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ってまいります。消費者行政では、消費生活出前講話をはじめとする取り組みを強化する他、ニセ電話詐欺等の被害防止に向け警察等と連携し、的確な情報提供と相談体制の充実に努めてまいります。広報・広聴につきましては、広報紙、ホームページ、SNSなど、それぞれの特性を生かした正確で分かりやすい情報発信に努めるとともに、ほっとミーティングやまちづくり提案箱でいただいたご意見を参考にまちづくりに取り組んでまいります。

次に企画財政部でございます。本町のまちづくりの基盤である総合計画につきましては、令和7年度が現計画の最終年度となります。これまでの取り組みにつきまして十分に検証を行うとともに、町民意識調査やワークショップの開催を通じて町民の皆さんから頂戴したさまざまなご意見を踏まえ、現在の基本構想に基づく後期基本計画となる長与町第11次総合計画を作成してまいります。人口減少対策の1つである移住・定住施策につきましては、県や近隣市町との連携による積極的な情報発信やきめ細やかな相談対応を行う他、各種支援制度など移住を後押しする取り組みを進めてまいります。結婚支援につきましては、新婚世帯に長与町での新生活を始めるための費用を支援し、また、結婚を希望する方へ出会いの機会を提供するため、関係機関、県内自治体と連携した広域的な取り組みの充実を図ってまいります。統計調査につきましては、人口の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料となる国政調査が実施されますので、円滑かつ確実な実施に努めてまいります。図書館と健康センターの複合施設ホンテラッセ長与の整備につきましては、建設工事をスタートさせ令和9年度の開館に向けて準備を進めてまいります。課税事務につきましては、町税が歳入の根幹をなすことから課税客体の的確な把握と適正かつ公正な課税に努めてまいります。徴収業務につきましては、専門性の高い人材の確保と育成に努めるなど預貯金照会デジタル化サービスの積極的な活用などにより、高い徴収率を維持してまいります。今後も迅速かつ適正な滞納整理を推進するとともに、中長期的な財源確保を見据え滞納者の生活改善につながる取り組みにも力を入れてまいります。さらには企業版ふるさと納税にも積極的に取り組み、自主財源の確保に寄与してまいります。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが健やかに生き生きと安心して暮らすことができるよう、子育て環境や住民福祉および生活環境の充実と町民に寄り添ったサー

ビスの向上に努めてまいります。住民窓口では、行政の基盤情報である住民基本台帳、戸籍およびマイナンバー等の適正管理を徹底するとともに、丁寧で信頼される接遇を心がけ住民目線での窓口サービスの提供を行います。また、各種行政手続きのオンライン化を含めたデジタル社会構築の基盤となるマイナンバーカードの普及と利用促進に努めてまいります。環境保全対策につきましては、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に掲げる目標達成に向け、町民や事業者の皆さんとともに、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを目指し、各種施策に取り組んでまいります。目標達成に向けた取り組みとして、引き続き、太陽光発電設備の設置等に対する助成事業を実施いたします。また、省エネ家電購入に対する助成事業につきましても実施をしてまいります。廃棄物処理につきましては、未来へ向けて持続可能な生活環境となるよう町民や関係団体と協働して、ごみの減量化やリサイクルの推進などに取り組み、長与・時津環境施設組合とも連携を行い、循環型社会の形成を推進し環境に優しいまちづくりを目指してまいります。子育て支援につきましては、乳幼児期の教育、保育や地域の子育て支援に関する量の見込みと確保方策を示す第3期子ども・子育て支援事業計画を本年3月に策定いたします。今後は本計画に基づき各種支援サービスの需要と供給のバランスに留意しながら、計画的に事業を実施をしてまいります。また、子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため令和6年4月から行っております第3子以降の保育料の無償化に加え、新たに同時在園する第2子の保育料につきましても無償化を拡充してまいります。母子保健事業では、新たに1ヶ月児健診と5歳児検診を導入し、出産から就学前まで切れ目のない健康診査を行うことで、心身の健康状態の確認に努め、相談や保健指導を通して必要な支援につなげてまいります。予防接種事業では、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種期間に1回以上接種した方で、高校2年生から平成9年度生まれの女性に対して、接種期間の延長を行ってまいります。また、未就学児を対象としていたインフルエンザの予防接種の助成につきましては、発症や重症化の予防、経済面での支援の強化を目的として、助成対象を小中学生まで拡大し、未就学児につきましては、完全無償化といたします。今後も長与町の子育てに関する情報の発信に努め、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに努めてまいります。次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して生活できる環境づくりに努め、外出の機会や健康づくりを引き続き支援してまいります。障害者福祉につきましては、当事者の実情やニーズを把握しながらきめ細かな障害福祉サービスの提供に努めてまいりますとともに、ご家族の高齢化に伴う家族介護の困難さを見据え、相談機能や緊急時の受け入れ対応など体制整備に向けた取り組みを行ってまいります。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会など、地域と密着した団体や関係機関が行う一人暮らし高齢者の見守り活動への支援や物価高騰などにより、日常生活に不安を抱える方々の相談支援など関係機関や関係所管課との情報共有を常に図りながら地域福祉の推進に努めてまいります。

続きまして、健康保険部でございます。帯状疱疹ワクチンが令和7年4月1日から原則65歳の方を対象に定期接種化されることに伴い、本町でも準備を進めております。対象者への定期接種の勧奨を滞りなく行い、町内医療機関と連携しながら感染症対策に努めてまいります。健康づくりにつきましては、本町の取り組みが評価され2年連続で県からヘルシータウン賞を頂きました。これら一つの成果と捉え町民の皆さまが心身ともに健やかに暮らしますよう、引き続き健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生活習慣病の発生予防と重症化予防に努めてまいります。健康ポイント事業では、長崎県の健康づくりアプリを活用したウォーキングや測定会などのイベントによる健康づくりの機運醸成がなされてきたところでございます。これからも遊び心にあふれ多くの方に自身の健康に关心を持ってもらえる事業を提供してまいります。高齢者の健康増進の取り組みにつきましては、高齢の方が心身ともに健康で自分らしい生活が送れますよう効果的な保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため、関係課とも連携し集団指導や個別支援を行ってまいります。国民健康保険事業につきましては、県内の医療費の動向と将来の見通しを注視しながら、将来の保険税統一に向け県下自治体で協議を重ねてまいります。また、納付金に対応した保険税の在り方を検討するとともに医療費の増加を抑えるため、特定健診や特定保健指導の受診勧奨にも取り組んでまいります。介護保険事業につきましては、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられますよう、引き続き地域包括ケアシステムの深化、推進、世代を超えた支え合いと一人ひとりの安心と生きがいづくりの推進、適切な介護保険サービスの提供と質の向上に取り組んでまいります。団塊の世代が75歳以上となり、高齢化も一層進んでまいります。高齢化になっても生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域支援事業等を通して介護予防の推進や健康づくりの支援に努めるとともに、生活支援コーディネーターを中心に住民相互で支え合う体制の構築を図りながら、生活支援体制の整備に取り組んでまいります。また、高齢化に伴い認知症の方の増加も予想されることから、認知症施策にも注力をしてまいります。

続きまして、建設産業部でございます。ふるさと長与応援寄附金につきましては、返礼品となる地場産品や共通返礼品の充実を図るとともに、ワンストップ特例申請のオンライン利用を促進し、全国の皆さま方に応援していただけるよう努めてまいります。農業振興につきましては、本町の基幹産物であるミカンの生産性の効率化、省力化を図るための農地の基盤整備事業を推進するとともに、水利施設の保全高度化、長寿命化事業を進めてまいります。また、ブランド化を図るための品質向上対策や優良品種への更新事業および農産物直売所における農産物の充実のための畑作物拡大事業等につきましても、継続した支援を行い農家の所得向上につなげてまいります。また、産地として農地を維持していくため有害鳥獣による被害防止対策、耕作放棄地、発生防止対策、新規就農者支援事業など各種事業を引き続き実施をしてまいります。林業関係につきましては、森林経営管理制度の推進を図る他、山地防災につきましては、引き続き、丸田谷、皆前

地区や岡郷大迫地区の治山事業を長崎県と連携して進めてまいります。水産業関係につきましては、大村湾漁業協同組合など関係機関と連携し、稚ナマコの種苗放流事業やブロック漁礁による漁場改善事業など、引き続きつくり育てる漁業を推進してまいります。また、農業体験、漁業体験などのグリーンツーリズムを推進し、生産者と消費者が直接交流する機会を設けることで、交流人口の拡大や農山村地域の活性化を図ってまいります。商工業関係につきましては、西そのぎ商工会と連携して、新たな創業に向けた創業塾の開催や小規模創業者の育成事業ならびに新たな事業や商品の開発、企業価値の向上を支援する新展開支援事業へ取り組む他、小規模事業者の経営支援や店舗リフォームの助成および販路開拓について支援をしてまいります。また、企業立地につきましても各種奨励制度の周知を行うとともに、関係機関とも連携して立地促進に努めてまいります。その他観光につきましては、町内外から多くの来場者でにぎわうイベントである長与川まつりや長与シーサイドマルシェにつきまして、実行委員会と連携して交流人口の増加と町の活性化につなげてまいります。

次に建設関係ですが、都市計画道路西高田線につきましては、和楽団地入口から長崎北陽台高校入口付近の道路拡幅工事、ならびに残り数件となりました用地購入および建物移転補償を進めているところでございます。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。国道207号につきましては、長崎県におきまして塩床工区先線の工事に着手いただいておりますが、およそ3.3キロメートルの未改良区間につきましては、引き続き近隣市町とも連携し、早期完成を国、県に要請をしてまいります。町道に架設されている橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づきまして詳細点検、修繕を行い維持管理コストの縮減に努めてまいります。町道の維持管理につきましては、安全な道路環境を維持するため緊急性を考慮した計画的な舗装の補修、打ち替えを行ってまいります。また、長与駅につきましては、令和6年度に引き続き、町管理部分の改修工事を行ってまいります。公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、中尾城公園のスパイラルスライダー等に替わる遊具の設置工事に着手をいたします。急傾斜地崩壊対策につきましては、土砂災害の危険から住民の安全を守るために災害の未然防止、減災に向けた取り組みを進めてまいります。町営住宅につきましては、今後も適切な管理を行うとともに、次期長寿命化計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には、大変ご迷惑をおかけしております。事業の早期完成を目指して進めてまいりました残工事の一括施工が令和7年3月末に完了いたします。今後も引き続き地権者の皆さまへ1日でも早く宅地の引き渡しができるよう、長崎県と密接に連携し事業を進めてまいります。今後の都市計画につきましては、人口減少や高齢化が進む中で持続可能な都市構造を形成する必要があることから、立地適正化計画の策定に着手いたします。これにより居住や都市機能を適切に誘導し公共交通の維持、災害リスクの低減、効率的なインフラ整備を進めてまいります。

続きまして、教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造のさらなる充実を目指して各種施策に取り組んでまいります。ＩＣＴ環境整備につきましては、全ての児童生徒への1人1台端末の円滑な更新ならびに全国トップレベルの情報インフラの維持および整備に努め、GIGAスクール運営支援センターのさらなる有効活用を図り、ＩＣＴ機器トラブル時の迅速な対応や教職員の学校現場におけるＩＣＴ対応スキルの向上を目指します。教育環境の整備といたしましては、長与南小学校体育館改修工事をはじめ、安全で安心な学校施設の維持管理に努める他、トイレの洋式化、LED照明化など、学校施設の機能性と快適性の向上による教育環境の充実を図ってまいります。また、教育委員会が所管する公共施設の規模および配置の適正化を推進することを目的とし、4月から教育総務課において、教育委員会が所管する施設全般の大規模工事ならびに統廃合および複合化の検討を行っていくこととしております。学校教育では、発達段階に応じましてＩＣＴを最大限に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びの実現のための事業改善につなげ、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。また、いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ることで、児童生徒一人一人の健やかな成長と自立を目指してまいります。その他学校における働き方改革をさらに推進し、教職員の資質能力の向上を図るとともに、教職員、保護者、地域住民による協働体制の構築、充実に努め、地域と共にある学校づくりを推進をしてまいります。加えまして、高田地区におきまして、令和8年4月に設置する町立義務教育学校の準備を教職員、保護者、地域住民、そして児童生徒との協働によって進めてまいります。生涯学習では、町民の皆さまが主体的に生涯学習に取り組めるよう、各公民館における講座や事業推進体制の充実を図り、自主グループ活動や社会教育関係団体の育成、支援に努めてまいります。また複合施設ホンテラッセ長与内に設置される図書館につきまして、令和9年4月の開館に向け、学び・育み・ふれあいの拠点という基本コンセプトに基づき、管理運営や増書計画等各種方針を決定してまいります。青少年の健全育成では、地域子ども教室や家庭教育学級、メディア安全指導などの充実を図り、家庭の教育力の向上を努めるなど、家庭、学校、地域が一丸となった青少年の健全育成に取り組んでまいります。文化芸術の振興では、被爆80周年記念事業の一環としても開催され、平和の尊さと戦争の惨禍の記憶を若い世代に伝える平和コンサート in ながよや長崎ピース文化祭2025の愛称で県内各地において開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の推進に努めるとともに、町民文化祭をはじめとしたさまざまな文化芸術に触れ合う機会を提供してまいります。スポーツの振興では、利便性向上のため皆さまから頂いております施設使用料を活用し、これまでのような人を介した鍵の受け渡しを無くし、各スポーツ施設にスマートロックの導入を進める他、適切な施設の維持、効率的な管理、計画的な改修を行い、スポーツ環境の充実と振興を図ってまいります。また、近隣市、長崎市のスポーツ観戦施設の充実に伴い、プロスポーツクラブ

等と連携し、スポーツをする、観る、支えるという三要素、それぞれの志向に応じた取り組みを進めてまいります。休日の部活動の地域展開も生徒、保護者、指導者も含めた地域住民の皆さまのおかげで、国や県からの事業委託を受け全体的な実施から3年目を迎えます。子どもたちの活動の環境を守るために、令和7年度も取り組みを進めてまいります。教育委員会では、さまざまな取り組みを通じまして、学校、家庭および地域住民がお互いに手を携え、町民を挙げて子どもたちの健やかな成長を育むとともに、誰もが生涯にわたって学び続け生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

最後に、水道局でございます。水道事業、下水道事業ともに施設の強靭化対策、人口減少下での経営基盤の強化という共通の課題を踏まえ、変化する経営環境に順応をしつつ、上下水道の持続と進化に向けた企業経営を展開し、安心したサービスの提供に努めてまいります。まず水道事業につきましては、重要なライフラインの1つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおります。令和7年度は長崎市・長与町新浄水場共同整備事業に係る事業者決定までのプロセスを進めていくとともに、健全な水道事業を持続させるための経営の在り方を審議する附属機関の設置や水道水供給のための基盤となる浄水場等の運転管理業務の新たな契約等を行います。施設整備におきましては、水道事業基本計画に沿って、岡地区、高田地区で老朽化した配水管の布設替工事を行い計画的な耐震化を図っていくとともに、更新時期を迎える流量計等の機器更新を継続して行います。また、二次的被害防止や無効水量減少のため早期発見が求められる漏水調査は、重要業務の1つとして引き続き取り組んでまいります。次に下水道事業につきましては、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められておるところでございます。令和7年度は、汚水処理の根幹をなす浄化センター等の運転管理業務の新たな契約を行うとともに、建設資材としてリサイクルしております下水汚泥の一部について肥料化に取り組んでまいります。施設整備におきましては、長期的視点での施設管理を目的としたストックマネジメント計画に基づいた汚水管渠やマンホールの調査、改築、更新を継続して行うとともに、長与浄化センターでは、汚泥消化施設や監視制御施設等を中心に改築工事を実施し、効率的、効果的な運転と維持管理に努めてまいります。また、県および市町等が連携し、持続可能な事業運営を確保するための広域化、共同化の取り組みにつきましても、積極的に調査研究をしてまいります。大変長くなりましたけども、以上が令和7年度の町政運営に対する基本姿勢および主要事業等でございます。私をはじめ全職員一丸となって幸福度日本一の町を目指し、活気とやすらぎに満ちた魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆さま方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げまして所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第6、報告1長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告1につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

皆さまおはようございます。それでは報告1長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、報告いたします。本報告は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年2月13日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の内容につきましては、第1条は長与町税条例について、第2条は長与町都市計画税条例について、それぞれ引用する法律、条文に項ずれが生じた部分の改正を行うものでございます。なお、附則において施行期日を令和7年4月1日としております。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第7、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から日程第15、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第2号から第10号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてでございます。本議案は、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、法の条文におきまして、懲役および禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、条例中、懲役、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。なお、附則につきましては、第1項におきまして施行期日を令和7年6月1日とし、第2項から第5項につきましては、刑罰および人の資格に関する経過措置について規定をしておるところでございます。続きまして、議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児、介護の両

立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。条例の主な改正内容につきましては、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、家族の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護の両立支援制度の周知と意向の確認および研修の実施や相談体制の整備等につきまして規定するものでございます。なお附則につきましては、第1項におきまして施行期日を令和7年4月1日とし、第2項におきまして経過措置につきまして規定をしておるところでございます。

続きまして、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、令和6年12月31日をもって長崎県収入証紙が廃止されたことに伴い、長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例につきまして、その題名および本文から長崎県証紙を削除するとともに、その基金の額を適正な基金の額に減額するものでございます。第2条で定めております基金の額につきましては、これまで収入印紙および長崎県証紙を購入する資金として400万円を運用しておりましたが、このたび長崎県証紙が廃止されたことに伴いまして100万円を減額し、その額を300万円に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を公布の日としておるところでございます。

続きまして、議案第5号長与町開発協力基金条例を廃止する条例につきましてでございます。本議案は、開発協力金の現況を鑑み、長与町開発協力基金条例を廃止するものでございます。開発協力基金は、長与町における開発行為による開発協力金を円滑かつ効率的に運用するため、昭和51年11月に設置をいたしております。開発協力金の目的に応じまして公共施設の整備のための経費に充てるなどの運用をしておりましたけれども、平成12年度に全額を取り崩して以降、現在に至るまで変動がございません。また現在、開発行為に伴う公共施設の整備につきましては、開発者が公共施設の管理者もしくは管理予定者と協議の上で施工を行い、その後、町に移管されることが一般的となつておりますが、開発者から開発協力金を徴収することはございません。これらの要因によりまして、開発協力金につきましては、現在の状況に合致しておらず、また今後の運用も想定されないことから本条例を廃止するものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を公布の日としておるところでございます。

続きまして、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といましましては、第6条につきましては、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しによる連携施設に関する要件の緩和を図るものでございます。第16条につきましては、栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。また附則第3条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長する

ことでございます。なお、附則としましては、施行期日を令和7年4月1日としておるところでございます。

続きまして議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は附則第3条第1項に規定しております職員の研修受講の経過措置期間が令和7年3月31日で終了となることから、経過措置期間を当分の間延長する改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第37条につきましては第42条の改正に伴う項ずれを修正し、第42条につきましては保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しによる連携施設に関する要件の緩和を図るものでございます。また附則第5条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を10年から15年に延長するものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和7年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等に伴う水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の趣旨といたしましては、水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者を確保することを目的に資格要件の見直しを行うものでございます。主な改正内容といたしましては、布設工事監督者の資格につきまして、第3条第1項において、実務経験年数に下水道等の実務経験を含めるよう改め、また、学歴および学科要件に機械工学科、電気工学科を資格要件に国家資格の1級土木施工管理技士を追加するものでございます。また、小規模水道事業者の実務経験年数が簡易水道事業者と同等に見直されたことから、第2項におきまして、資格要件に給水人口が5万人以下である水道事業を追加するものでございます。続きまして水道技術管理者の資格につきまして、第4条第1項におきまして、資格要件の布設工事監督者の資格を有する者に係る条文を削除し、学歴および学科要件に土木工学科を、資格要件に国家資格の技術士上下水道部門および一級土木施工管理技士を追加するものでございます。第2項では第3条第2項と同様、資格要件に給水人口が5万人以下である水道事業を追加するものでございます。なお、附則につきましては、施行日を令和7年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改

正を行うものでございます。改正内容といたしましては、公共下水道等からの放流水の水質の技術上の基準に大腸菌群数が定められておりますが、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、第8条の3第1項第7号におきまして、大腸菌群数を大腸菌数に改めるものでございます。なお附則につきましては、施行日を令和7年4月1日としております。以上、議案第2号から第10号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第16、議案第11号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結についてから日程第21、議案第16号町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求める。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議案となりました議案第11号から第16号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第11号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。本工事請負契約は、2月13日に3共同企業体の参加申請による制限付一般競争入札を実施いたしました結果、星野・池田・田中特定建設工事共同企業体が落札しましたので、本工事請負契約を締結いたしたく地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は星野・池田・田中特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、長崎県島原市梅園町丁2870番地1、星野建設株式会社代表取締役、星野親房、資本金4,000万円、構成員1社目は、長崎県佐世保市千尽町6番16号、株式会社池田工業代表取締役、池田晃寿、資本金3,600万円、構成2社目は、長崎県長崎市魚の町3の14、田中工業株式会社代表取締役、田中徳秀で、資本金3,200万円でございます。契約金額は15億4,825万円でございます。工事の概要といたしましては、長与町新図書館等複合施設の建築工事として新築の耐火木造2階建て、延床面積3,268.77平方メートルの施設の本体工事、外構工事、小径工事および昇降機設備工事を行うものでございます。工期は令和8年10月30日までの予定でございます。なお、参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参考をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第12号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の締結につきまして、本工事請負契約は2月14日に指名業者15社による指名競争入札を実施をいたしまして、九電テクノシステムズ株式会社長崎支店が落札しましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎県西彼杵郡長与町高田郷1809、

九電テクノシステムズ株式会社長崎支店支店長、江口良二、資本金は3億2,722万円でございます。契約金額は、2億4,255万円でございます。工事の概要といたしましては、長与町新図書館等複合施設の電気設備工事として、電灯設備、動力設備、電気自動車用充電設備、受変電設備等の工事を行うものでございます。工期は令和8年10月30日までの予定でございます。なお、参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第13号長与町新図書館等複合施設建設工事（機械）請負契約の締結につきまして、本工事請負契約は2月14日に指名業者16社による指名競争入札を実施をいたしまして、株式会社長与管工設備工業所が落札しましたので、本工事請負契約を締結いたしたく地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎県長崎市女の都4丁目1番19号、株式会社長与管工設備工業所代表取締役、尾川公一、資本金は2,000万円でございます。契約金額は2億4,083万2,900円でございました。工事の概要といたしましては、長与町新図書館等複合施設の機械設備工事として、空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備等の工事を行うものでございます。工期は令和8年10月30日までの予定でございます。なお、参考資料として平面図等を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第14号町道3工区19号線法面補修工事請負契約の締結につきましてでございます。本工事請負契約は、2月14日に指名業者15社による指名競争入札を実施をいたしまして、株式会社萩原組長崎支店が8,459万4,400円で落札をいたしました。本工事請負契約を締結いたしたく地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市恵美須町2番10号、株式会社萩原組長崎支店支店長、松田清見、資本金は6,800万円でございます。工事の概要としましては、嬉里郷の長与嬉里郵便局より東側にございます町道3工区19号線の道路法面におきまして、のり面の補修工事を工事延長おおよそ38メートル、面積1,168平方メートル行うものでございます。なお、参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号町道路線の廃止につきましてでございます。本議案は、道路法第10条第3項の規定によりまして、町道路線の廃止をお願いするものでございます。議案の後に参考資料として、町道廃止路線一覧、廃止路線平面図を添付しております。図面には起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、ご参照ください。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業道路整備に伴い、新たに認定を行うため現町道を廃止する路線番号64から5041までの8路線でございます。

続きまして、議案第16号町道路線の認定でございます。本議案は、道路法第8条第

2項の規定によりまして、町道路線の認定をお願いするものでございます。議案の後に参考資料として、町道認定路線一覧、認定路線平面図を添付しております。図面には起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、ご参照願います。対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業ならびに椿林土地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定をいたします路線番号65から路線番号1254までの15路線でございます。以上が議案第11号から第16号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

日程第22、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算第7号から日程第26、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第17号から第21号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億3,397万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額を164億6,175万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。2ページをお開きください。歳入の1款町税は、決算見込みにより町民税他、固定資産税等を増額しております。6款法人事業税交付金および8款環境性能割交付金は、決算見込みにより増額。10款地方交付税は、普通交付税の再算定により追加交付分を計上しております。12款分担金及び負担金は、私立保育園の保育料につきまして、決算見込みにより減額しております。14款国庫支出金は、決算見込みにより児童手当負担金および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を減額する他、障害者自立支援給付費負担金等を増額。さらに地域防災緊急整備交付金を新たに計上しております。15款県支出金は、同じく決算見込みにより長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金および新規就農者育成総合対策事業補助金の減額等を計上しております。16款財産収入は、財政調整基金をはじめとする基金の運用収入を計上しております。3ページをお開きください。17款寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金の最終見込額を増額計上しております。18款繰入金は、財政調整基金繰入金および教育振興基金繰入金等を繰り戻す他、介護保険特別会計繰入金を増額。さらに長崎県証紙販売終了に伴い、収入印紙及び長崎県証紙購買基金からの繰り入れを計上しております。19款繰越金は、令和5年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。20款諸収入は、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金等を減額する他、後期高齢者医療健康診査受託費お

より過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金等を増額しております。21款町債は、額の確定、財源組替、事業の変更等により、各種起債を補正計上しておるところでございます。

続きまして4ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明申し上げます。1款議会費は、旅費および備品購入費等を減額、2款総務費は、長与町公共施設等管理公社補助金および町長選挙・町議会議員選挙費等を減額する他、減債基金積立金およびふるさとづくり基金積立金等を増額しております。3款民生費は、低所得世帯支援給付金事業費および児童手当等を減額する他、地域福祉ボランティア基金積立金および自立支援給付費等を増額しております。4款衛生費では、予防接種委託料につきまして、H P V キャッチアップ接種者の増加に対応する一方、新型コロナウイルスワクチン等の見込み数減少により減額。また、脱炭素化重点対策加速化事業補助金等を減額する他、過年度実績に基づく各種事業の国費、県費返還金等を計上。さらに地域保健活動助成金を活用した健康増進のための機器等購入費を新たに計上しております。5款労働費は、再任用職員の配置による施設長の人事費等を減額。6款農林水産業費は、新規就農者育成総合対策事業補助金の減額等を計上しております。7款商工費は、長与町工場等設置奨励金および大村湾観光活性化事業補助金等を減額。8款土木費は、町道新設工事および街路整備工事費ならびに長与町土地区画整理事業特別会計繰出金等を減額する他、高田南土地区画整理事業地内における土地開発基金所有2筆分の用地購入費を新たに計上をしておりますところでございます。

続きまして5ページをお開きください。9款消防費は、消防団員報酬等を減額する他、広域消防事業負担金等を増額。さらに防災対策経費のうち、避難所の生活環境改善のための施設建設工事費および備品購入費を新たに計上しております。10款教育費は、長与小学校のL E D 照明賃借料およびG I G A スクール運営支援センター委託料等を減額する他、教育振興基金積立金を増額。12款公債費は、償還額の最終見込みによる元金および利子を補正計上。13款諸支出金は、土地開発基金への積立金を増額しております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。続きまして6、7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正では、8款土木費2項道路橋りょう費の安全で快適な地域社会の創造事業1件につきまして繰越額の変更を、また、2款総務費1項総務管理費の防犯灯新設改良事業以下8件につきまして、繰越額の追加をお願いいたしております。8ページをお開きください。第3表地方債補正では、複合施設整備事業以下9件につきまして、限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億5,954万5,000円を減額いたしまし

て、補正後の総額を41億6,331万1,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により、ご説明を申し上げます。歳入の3款1項県補助金は、給付費減額見込みに伴う普通交付金の減額により、3億2,463万2,000円を減額計上しております。4款1項財産運用収入は、財政調整基金積立金利子で67万1,000円を増額計上しております。5款1項他会計繰越金は、保険基盤安定繰入金の確定の他、各種繰入金等の見込額により127万7,000円を増額計上をしておるところでございます。同じく2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金の前年度繰越金分の減額等により、3,686万1,000円を減額計上しておるところでございます。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は、調整交付金の申請が基準額に満たなかったものにつきまして、72万9,000円の減額計上をしております。2款保険給付費は、療養給付費および高額療養費の減少により3億2,000万円の減額計上をしております。5款1項基金積立金は、財政調整基金への積立金として67万1,000円を増額計上しております。8款予備費につきましては、収支の調整により3,948万7,000円を減額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いします。

続きまして議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,868万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を7億5,297万円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者の増加により1,809万9,000円を増額計上しております。3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により58万8,000円を増額計上しております。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほど説明いたしました保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により、歳入と同額を増額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ279万7,000円を追加し、補正後の総額を33億9,651万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正により、ご説明を申し上げたいと思っております。保険事業勘定の歳入につきまして、3款2項国庫補助金は、介護報酬

改定に伴うシステム改修に係る介護保険事業費補助金でございます。6款1項財産運用収入は介護給付費準備基金の預本金利利息でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利息に加え、令和5年度介護保険保険者努力支援交付金を基金へ積み立てるものでございます。6款諸支出金第2項繰出金は、介護保険システム改修費を一般会計繰り出すものでございます。7款1項予備費は、収支の調整として減額するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額16億5,543万2,000円は変更せず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を1億623万4,000円、2款1項県補助金を2,185万9,000円増額し、3款1項一般会計繰入金を1億2,809万3,000円減額いたします。主な内容といたしましては、国庫補助金の補正内示に伴う歳入予算の財源の組み替えでございます。次に3ページをお開きください。歳出につきましては、補正是ございません。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として、高田南土地区画整理事業の事業費6,883万9,000円を計上しております。主な内容といたしましては、令和6年度末に完成いたします一括施工区域内の測量業務および一括施工区域外の付帯工事につきまして、令和7年度へ繰り越すものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。以上が議案第17号から第21号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

場内の時計で10時55分まで休憩します。

（休憩 10時47分～10時55分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算から、日程第33、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議案となりました議案第22号から第28号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第22号令和7年度長与町一般会計予算につきまして、

予算書の1ページをお開きください。令和7年度一般会計予算の総額を168億5,126万円といたしております。この予算規模は令和6年度と比較しますと、20億8,155万4,000円、率にしておおよそ14.1%の増となっております。歳入歳出予算の款、項の区分および当該区分ごとの金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものをご説明申し上げます。2ページをお開きください。歳入の1款町税のうち1項町民税につきましては、前年度実施されました定額減税の影響および個人住民税の増収見込みに伴い、前年度よりおおよそ2億6,500万円増額しております。2款地方譲与税は8款環境性能割交付金までにつきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しておるところでございます。3ページをお開きください。9款地方特例交付金につきましては、先ほど1款町税で説明しましたとおり、前年度は定額減税の減収補填分として増額しておりましたので、その影響により減額となっております。10款地方交付税につきましては、国の地方財政計画およびこれまでの決算額を考慮し、3億1,000万円増額しております。11款交通安全対策特別交付金につきましては、これまでの決算額や歳入状況を考慮し計上しております。12款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金の保育料など1億1,583万2,000円を計上。13款使用料及び手数料は、スポーツ・公民館施設使用料や住宅使用料の他、ごみ収集手数料など合わせて1億7,198万7,000円を計上しております。なお、保育料の第2子、第3子以降無償化の実施に伴い、12款1項負担金および13款1項使用料の児童福祉費負担金等につきましては、合わせて4,600万円ほど減額しております。14款国庫支出金は、児童手当負担金の他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金および公立学校情報機器整備費補助金等を計上しておるところでございます。前年度比6億3,434万2,000円の増額でございます。15款県支出金は、保育所運営費負担金の他、急傾斜地崩壊対策事業補助金および国勢調査事務委託金等を計上しております。前年度比1億1,697万6,000円の増額でございます。16款財産収入は251万4,000円を計上。4ページをお開きください。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を4億2,000万円と見込んで計上しております。全体で前年比2億7,048万円の増額でございます。18款繰入金は、1項特別会計繰入金の他、2項基金繰入金として財政調整基金、減債基金からの繰り入れ、および特定目的基金からの繰り入れを合わせて13億8,461万5,000円を計上しております。財政調整基金繰入金は1億6,729万9,000円の増、また複合施設整備のための経費として、教育振興基金を1億4,000万円繰り入れしております。19款繰越金は前年度と同額を計上。20款諸収入は4億3,743万6,000円を計上しております。前年度比2,739万9,000円の増額でございます。21款町債は、複合施設整備事業充当起債の他、公園施設長寿命化事業充当起債および小学校施設整備事業充当起債など、合計16億720万円を計上しております。前年度比3億7,450万円の増額でございます。続きまして5ページからの歳出につきまして主な内容をご説明申し上げます。1款議会費は1億4,581万8,

000円を計上、前年比270万7,000円の増額。2款総務費は30億8,483万2,000円を計上、前年度比13億8,907万6,000円の増額でございます。これは複合施設整備事業の他、情報システムの標準化やさくら野東地域交流センターの整備、ならびに5年に1度の国勢調査等により大きく増額しておるところでございます。3款民生費は64億8,968万7,000円を計上、前年度比4億5,368万2,000円の増額でございます。これは児童手当や障害者自立支援給付費の他、後期高齢者医療事業および低所得世帯支援給付金事業の増額が主な要因でございます。4款衛生費は13億9,394万4,000円を計上、前年度比で2,060万2,000円の増額でございます。5款労働費は3,843万7,000円を計上、前年度比170万5,000円の減額。6款農林水産業費は2億2,731万4,000円を計上、前年度比2,796万円の増額でございます。6ページをお願いします。7款商工費は1億858万3,000円を計上、前年度比336万8,000円の減額。8款土木費は15億8,785万8,000円を計上、前年度比5億1,082万7,000円の減額ですが、これは高田南土地区画整理事業の一括施工完了に伴い、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金が大きく減額したことが主な要因でございます。9款消防費は4億6,171万1,000円を計上、前年度比5,565万3,000円の増額。10款教育費は19億5,705万3,000円を計上、前年度比6億4,249万5,000円の増額です。これは小中学校児童生徒のタブレット更新および学校施設の改修事業が主な要因でございます。11款災害復旧費は1,953万1,000円を計上。7ページをお開きください。12款公債費は13億1,649万1,000円を計上、前年度比528万9,000円の増額でございます。13款諸支出金および14款予備費は、前年度と同額を計上しておるところでございます。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。続きまして8ページをください。第2表債務負担行為でございます。複合施設整備事業以下2件につきまして、期間ならびに限度額を定めております。9ページをお開きください。第3表地方債では、長与駅駅舎整備事業以下11件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いします。

続きまして、議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和7年度予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,737万9,000円といたしております。この予算額は前年度と比較して1億166万4,000円、およそ2.3%の減となっております。内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明を申し上げます。歳入の1款国民健康保険税は7億2,687万4,000円を計上。2款使用料及び手数料は督促手数料として50万円を計上。3款県支出金は保険給付費の財源および事業費補助として県から交付されるもので、32億6,270万7,000円を計上いたしております。4款財産収入は存目計上。5款繰入金は一般会計からの繰入金といたしまして、3億7,289万9,000

円を計上しておるところでございます。6款繰越金は存目計上。7款諸収入は延滞金等に420万4,000円を計上しております。8款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金および子ども・子育て支援事業費補助金として1,019万3,000円を計上しております。次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、国民健康保険事業の一般事務や国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として3,826万円を計上。2款保険給付費は、被保険者に係る療養給付費で31億8,569万6,000円を計上しております。3款国民健康保険事業費納付金は、都道府県単位での保険財政運営のため長崎県へ納付するものでございまして10億6,572万3,000円を計上しております。4款保健事業費は、被保険者の疾病予防や特定健診および特定保健指導の実施に係る経費といたしまして6,959万8,000円を計上しております。5款基金積立金は存目計上。6款公債費は100万円を計上しております。7款諸支出金は、過年度分の精算金等として710万1,000円を計上しております。4ページをお開きください。8款予備費では1,000万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,769万1,000円といたしております。この予算額は前年度と比較して、3,697万7,000円、おおよそ5.1%の増となっております。内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明申し上げます。歳入の1款後期高齢者医療保険料は6億2,262万1,000円を計上。2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万2,000円を計上。3款繰入金は、一般会計からの繰入金として1億4,377万7,000円を計上しております。4款繰越金は存目計上。5款諸収入は、償還金及び還付加算金等として126万円を計上しております。次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療の一般事務や保険料の賦課、徴収に係る経費として897万2,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金および被保険者から徴収した保険料等を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、7億5,646万3,000円を計上いたしております。3款諸支出金は、償還金及び還付加算金等として125万6,000円を計上、4款予備費では100万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和7年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ33億1,126万3,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,250万1,000円といたしておるところでございます。この予算

額は前年度と比較して、保険事業勘定が1億159万9,000円、およそ3.2%の増、介護サービス事業勘定が451万3,000円、およそ16.1%の増となっております。それでは保険事業勘定からご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、第1号被保険者の保険料7億6,131万2,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款1項国庫負担金は、介護給付費負担金5億6,874万6,000円を、2項国庫補助金は調整交付金および地域支援事業交付金の他各種交付金1億3,313万円を計上いたしております。4款支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金8億4,998万4,000円を計上いたしております。5款1項県負担金は介護給付費負担金4億847万5,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,566万4,000円を計上いたしております。6款財産収入は存目計上、7款1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金の他、一般会計からの繰入金4億9,120万9,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として5,265万円を計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上。9款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子、3項雑入を存目計上いたしております。次に歳出についてご説明を申し上げたいと思っております。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は249万7,000円を計上。2項徴収費は、納付書郵送に係る経費の他、コンビニ収納手数料等に361万1,000円、3項介護認定審査会費は認定審査会および認定調査に係る経費など3,834万9,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費は介護保険資料作成として69万3,000円、5項介護保険運営協議会費は第10期介護保険事業計画策定委託料および運営協議会開催経費など550万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費でございまして、30億683万7,000円を計上いたしております。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,009万7,000円、2項一般介護予防事業費は2,116万1,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は9,354万5,000円を計上いたしたところでございます。4款基金積立金は存目計上。5款公債費は一時借入金利子を計上しております。6款1項償還金及び還付加算金といたしまして71万1,000円、2項繰出金は介護サービス事業勘定ならびに一般会計繰出金として815万9,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上しているところでございます。次に、介護サービス事業勘定につきましてご説明を申し上げます。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入は、介護予防給付費収入といたしまして2,704万9,000円を計上。2款繰越金および3款諸収入は存目計上。4款繰入金は、保険事業勘定からの繰入金545万円を計上したところでございます。次に歳出についてご説明を申し上げます。5ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員の報酬、居宅事業者への

ケアプラン作成委託料など3,092万3,000円を計上。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料157万8,000円を計上いたしておるところでございます。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第26号でございます。令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和7年度の予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,222万7,000円として事業の推進を図りたいと考えております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明を申し上げます。主な歳入についてでございます。1款1項国庫補助金を5,500万2,000円、2款1項県補助金を1,357万8,000円、3款1項一般会計繰入金を2億7,805万4,000円、4款1項繰越金を1,000円、5款1項から4項諸収入を7,559万2,000円、それぞれ計上したところでございます。次に歳出について説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を4億2,002万2,000円計上いたしております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、一時借入金利息20万5,000円を計上いたしております。次に、3款1項予備費として200万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量としまして、令和7年度末、給水戸数を1万6,022戸、年間総給水量を358万6,190立方メートル、1日平均給水量を9,825立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費として9,900万円を計上しておりますところでございます。第3条収益的収入及び支出の予算予定額といたしまして、収入では第1款水道事業収益7億8,911万7,000円を見込んでおります。主なものとしましては、営業収益7億1,580万2,000円、営業外収益7,330万5,000円でございます。支出では、第1款水道事業費用7億5,525万1,000円を計上しております。主なものは、営業費用7億3,608万4,000円、営業外費用1,783万8,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款資本的収入2億9,419万3,000円を見込んでおります。これは企業債2億5,260万円、負担金2,159万3,000円、その他資本収入2,000万円でございます。支出では第1款資本的支出5億5,277万3,000円を計上しております。主なものは建設改良費4億9,352万3,000円、および企業債償還金5,725万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億5,858万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

調整額4,037万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2億1,820万7,000円で補填する予定でございます。続きまして2ページをご覧ください。第5条債務負担行為につきましては、長与町浄水場運転管理業務委託以下3件につきまして、期間ならびに限度額を定めておるところでございます。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億5,260万円の起債を予定しております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としておるところでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間におきまして、予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億1,669万6,000円および交際費10万円を予定しております。第10条たな卸資産購入限度額につきましては843万5,000円を予定しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照のほどよろしくお願ひします。

続きまして、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量といたしまして、令和7年度末排水戸数を1万6,050戸、年間総排水量を340万8,006立方メートル、1日平均排水量を9,337立方メートルと見込み、建設改良事業として10億456万9,000円、うち国庫補助対象事業として8億9,450万円を行う予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款下水道事業収益9億5,229万6,000円を見込んでおります。主なものは、営業収益6億4,565万8,000円、営業外収益3億651万4,000円でございます。支出では、第1款下水道事業費用9億2,823万3,000円を計上しております。主なものは営業費用8億4,437万4,000円、営業外費用8,255万9,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額としまして、収入では第1款資本的収入7億4,157万4,000円を見込んでおります。これらは、企業債3億2,330万円、国庫補助金4億120万円、受益者負担金207万4,000円、その他資本収入1,500万円でございます。支出では、第1款資本的支出11億7,277万円を計上しております。主なものは、建設改良費10億656万9,000円、企業債償還金1億6,520万1,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,119万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,114万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3億8,005万円で補填する予定でございます。第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金、以下3件につきまして、期間ならびに限度額を定めております。2ページをお開きください。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で3億2,330万円の起債を予定しております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としておるところでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、営業費用

と営業外費用および特別損失間において予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,868万8,000円および交際費6万円を予定しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照よろしくお願ひします。以上が議案第22号から第28号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第34、議案第29号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第29号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてご尽力を賜っております北島宏昌氏の再度の選任をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。北島氏は不動産鑑定士の資格を有しております、専門家として高い知識と識見を持ち合わせいらっしゃいます。また、町内の状況も把握され、固定資産評価の実態にも精通されており、人格高潔で委員として適任であると確信しておりますので、ご同意をよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 11時22分）